

令和 8 年度第 3 回教育委員会会議日程

開催期日 令和 8 年 6 月 17 日（水）

開催時間 9 時 00 分

開催場所 芽室町役場 2 階応接・会議室

開 会

日程第 1 会議録署名委員の指名

日程第 2 議案第 1 2 号 芽室町教育振興基本計画策定委員会委員委嘱の件

日程第 3 議案第 1 3 号 芽室町生涯学習計画策定委員会委員委嘱の件

日程第 4 議案第 1 4 号 財産取得（小学校情報機器購入）の議案に対する意見申し出
の件（非公開）

日程第 5 議案第 1 5 号 令和 8 年度芽室町一般会計教育費補正予算の議案に対する
意見申し出の件（非公開）

閉 会

日程第 2

議案第 12 号

芽室町教育振興基本計画策定委員会委員委嘱の件

芽室町教育振興基本計画策定委員会設置条例第 3 条及び第 4 条の規定に基づき、委員を委嘱しようとするものであります。

令和 8 年 6 月 17 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

芽室町教育振興基本計画策定委員会委員名簿

委嘱日 令和8年7月1日

	氏 名	所属等	備 考
学識経験者	おおた ひさえ 太田 久恵	十勝立正学園芽室幼稚園 園長	
	あさい くにあき 浅井 邦昭	北海道芽室高等学校 校長	
	しまの ゆきや 嶋野 幸也	白樺学園高等学校 校長	
	かげもと せいじ 陰元 正二	芽室西小学校学校運営協議会委員	
	あべ りゅう 阿部 立	元芽室西小学校校長	
教職員	すがわら はるひこ 菅原 晴彦	芽室西小学校校長	芽室町校長会
	おつと たかひろ 乙戸 孝宏	芽室西中学校校長	芽室町校長会
保護者代表	いとう ひろと 伊藤 洋人	芽室町PTA連合会 会長	
	よも たかあき 四方 孝明	芽室町PTA連合会 副会長	
社会教育委員	いわの まさし 岩野 真志	社会教育委員 委員長	
	しまかげ ゆりか 島影由里香	社会教育委員	
	なかむら かおる 中村 薫	社会教育委員	
	こばやし むつみ 小林 睦未	社会教育委員	
	のざわ まどか 野澤まどか	社会教育委員	
その他	もりた よしまさ 盛田 義政	芽室町指導農業士農業士会 会長	食農担当
	おかだ こうぞう 岡田 幸造	芽室町地域学校協働本部 副会長	コミュニティ・スクール
	ふじい しんじ 藤井 信二	芽室町青少年健全育成協議会 会長	青少協

○芽室町教育振興基本計画策定委員会設置条例

平成29年3月29日条例第16号

改正

令和2年12月1日条例第35号

芽室町教育振興基本計画策定委員会設置条例

(設置)

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づき、教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるため、芽室町教育振興基本計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、芽室町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、芽室町教育振興基本計画の策定に関し、必要な調査と審議を行い、教育委員会に答申するものとする。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 芽室町立学校の教職員
- (3) 芽室町立学校の保護者
- (4) 芽室町社会教育委員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、教育委員会が委嘱したときに始まり、当該諮問に係る答申をもって終わる。

2 委員の欠員により新たに委嘱する委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表し、その会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、必要があるときは、教育委員会において招集することができる。

2 策定委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 策定委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、教育委員会教育推進課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、策定委員会の運営について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年12月1日条例第35号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

日程第 3

議案第 13 号

芽室町生涯学習計画策定委員会委員委嘱の件

芽室町生涯学習計画策定委員会設置条例第 3 条及び第 4 条の規定に基づき、委員を委嘱しようとするものであります。

令和 8 年 6 月 17 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

芽室町生涯学習計画策定委員会委員（候補者）

区 分	氏 名	所 属 等	備 考
学校教育関係	おおみや ひでお 大宮 秀夫	芽室町立芽室小学校長	
学校教育関係	よこやま かずひと 横山 一仁	芽室町立芽室中学校長	
社会教育関係	ささき まりこ 佐々木 真里子	芽室町文化協会	
社会教育関係	ふくい くにあき 福井 邦秋	芽室町体育会	
家庭教育関係	だいく てるもと 大丘 輝元	芽室町PTA連合会	
学識経験者	しまかげ ゆりか 島影 由里香		
学識経験者	いわの まさし 岩野 真志		
学識経験者	さかもと みちよ 坂本 真智代		
学識経験者	さとう ひでき 佐藤 英樹		
学識経験者	たかはし ひとみ 高橋 仁美		
学識経験者	なかむら かおる 中村 薫		
学識経験者	こばやし むつみ 小林 睦未		
学識経験者	のざわ まどか 野澤 まどか		

※ 任期 諮問の日から、答申の日まで

○芽室町生涯学習計画策定委員会設置条例

平成11年3月29日条例第45号

(設置)

第1条 芽室町の生涯学習計画を策定するため、芽室町生涯学習計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を置く。

(所管事項)

第2条 策定委員会は、教育委員会の諮問に応じ、生涯学習に関する諸般の事項を調査、審議し、教育委員会に答申する。

(策定委員の定数)

第3条 策定委員会委員（以下「委員」という。）の定数は、30人以内とする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、教育委員会が委嘱したときに始まり、当該諮問に係わる答申をもって終わる。

2 欠員により新たに委嘱する委員の任期は、他の委員の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 策定委員会に会長1人及び副会長2人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選とする。

3 会長は、会務を総理し、策定委員会を代表し、その会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(策定委員会の招集)

第6条 策定委員会は、教育委員会が招集する。

(会議)

第7条 策定委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 策定委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(部会)

第8条 策定委員会に部会を置くことができる。

(策定委員会の事務処理)

第9条 策定委員会の庶務は、教育委員会社会教育課が処理する。

(委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

日程第 4

議案第 1 4 号

財産取得（小学校情報機器購入）の議案に対する意見申し出の件
（非公開）

財産取得（小学校情報機器購入）の議案に対する意見について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条及び芽室町教育委員会事務委任規則第 1 条第 3 号に基づき、町長に対し申し出ようとするものであります。

令和 8 年 6 月 1 7 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

教 推 第 6 9 号

令和8年6月17日

芽室町長 手 島 旭 様

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

教育財産の取得について（申出）

このことについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び芽室町教育委員会事務委任規則に基づき、申し出ます。

（教育推進課教育総務係）

日程第 5

議案第 15 号

令和 8 年度芽室町一般会計教育費補正予算の議案に対する意見申し出の
件（非公開）

令和 8 年度芽室町一般会計教育費補正予算案に対する意見について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条及び芽室町教育委員会事務委任規則第 1 条第 4 号の規定に基づき、町長に対し申し出ようとするものであります。

令和 8 年 6 月 17 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

教 推 第 7 0 号

令和 8 年 6 月 1 7 日

芽室町長 手 島 旭 様

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

令和 8 年度芽室町一般会計教育費補正予算案について（申出）

このことについて、別添のとおり措置いただきますよう、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条及び芽室町教育委員会事務委任規則に基づき、申し出ます。

（教育推進課教育総務係）